

附則第一条第五項の表第三条第三項の項中

その決定又は審決
決定又は審決の内容

に改める。

通商産業大臣 深谷 隆司  
内閣総理大臣 小淵 恵三

電氣事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年十二月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第四百三十一号

電氣事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電氣事業法及びガス事業法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十号)の一部の施行に伴い、並びに電氣事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十七條、第六六條第一項及び第六十四條の規定に基づき、この政令を制定する。電氣事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中、第二条第一項第十二号を、第二条第一項第十四号に改める。  
第二条中、又は特定電氣事業者を、特定電氣事業者又は特定規模電氣事業者に改める。  
第八条第一項中、次のとおりを、次の各号(特定規模電氣事業者にあつては、第一号及び第二号に限る。)に掲げる事項に改める。  
第九条の表第一号中、第十二条第一項を削り、第十三条第一項の下に、第三項及び第四項を加え、第四項及び第五項を、第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九條の二に、第二十二條第一項及び第五項を、第二十二條第一項、第三項、第四項及び第七項に改め、第二十三條の下に、第二十四條の四第一項から第三項まで及び第五項を加える。

(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

その審決

その審決

その決定又は審決

を

審決の内

通商産業大臣 深谷 隆司  
内閣総理大臣 小淵 恵三

(予算決算及び会計令等の一部改正)  
第二条 次に掲げる政令の規定中、第二条第一項第八号を、第二条第一項第十号に改める。  
一 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号) 第二十二條の二第一号  
二 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十九條の表第二号八  
三 国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号) 第十二條の三第三号  
(土地区画整理法施行令等の一部改正)  
第三条 次に掲げる政令の規定中、第二条第一項第七号を、第二条第一項第九号に改める。  
一 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号) 第五十八條第四項  
二 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号) 第四條第二十一号  
三 对内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号) 第二條第六項第四号  
(地方税法施行令の一部改正)  
第四条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。  
第五十六條の三十二中、第二條第一項第十二号を、第二條第一項第十四号に改める。  
附則第七條第四項及び第一條第一項中、第二條第一項第八号を、第二條第一項第十号に、同項第十号を、同項第十二号に改める。  
(建築基準法施行令の一部改正)  
第五条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第三百三十條の四第五号口中、第二條第一項第七号を、第二條第一項第九号に改め、に規定する電氣事業の下に(同項第七号に規定する特定規模電氣事業を除く。)を加える。

第三百三十八條第一項第二号中、第二條第一項第八号を、第二條第一項第十号に、同項第十号を、同項第十二号に改める。  
(道路法施行令の一部改正)  
第六条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。  
第九條中、第二條第一項第八号を、第二條第一項第十号に改め、電氣事業者の下に(同項第八号に規定する特定規模電氣事業者を除く。)を加える。  
(租税特別措置法施行令の一部改正)  
第七条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。  
第五條の四第五項中、若しくは特定電氣事業者を、特定電氣事業者に改め、特定電氣事業者をいう。第九項において同じ。の下に、若しくは特定規模電氣事業者(同法第二條第一項第八号に規定する特定規模電氣事業者をいう。)を加える。  
第二十七條の五第五項中、若しくは特定電氣事業者を、特定電氣事業者に改め、特定電氣事業者をいう。第十項において同じ。の下に、若しくは特定規模電氣事業者(同法第二條第一項第八号に規定する特定規模電氣事業者をいう。)を加える。  
第四十七條の七第一項中、第二條第一項第八号に規定する電氣事業者を、第二條第一項第二号に規定する一般電氣事業者、同項第四号に規定する卸電氣事業者又は同項第六号に規定する特定電氣事業者に改める。  
(小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令の一部改正)  
第八条 小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令(昭和四十三年政令第二百二二号)の一部を次のように改正する。  
第十九條第一項第四号中、第二條第一項第七号を、第二條第一項第九号に改め、同條第二項中、第二條第一項第八号を、第二條第一項第十号に改める。  
(都市計画法施行令の一部改正)  
第九条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第一百五十八号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項第三号及び第二十一條第十四号中、第二條第一項第七号を、第二條第一項第九号に改め、に規定する電氣事業の下に(同項第七号に規定する特定規模電氣事業を除く。)を加える、同項第十二号を、同項第十四号に改める。  
(都市緑地保全法施行令の一部改正)  
第十条 都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。  
第二條第二十八号中、電氣事業の、一般電氣事業、卸電氣事業者又は特定電氣事業のに改める。  
(発電用施設周辺地域整備法施行令の一部改正)  
第十一条 発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和四十九年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。  
第一條中、同項第十号を、同項第八号に規定する特定規模電氣事業者、同項第十二号に改める。  
(公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正)  
第十二條 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。  
第三十九條第二項中、第二條第一項第十二号を、第二條第一項第十四号に改める。  
(電源開発促進税法施行令の一部改正)  
第十三條 電源開発促進税法施行令(昭和四十九年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。  
第二條中、第三項を、第六項に改める。  
(電源開発促進対策特別会計法施行令の一部改正)  
第十四條 電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項第二十二号口中、第三十号において同じ。の下に、又は特定規模電氣事業者(同項第八号に規定する特定規模電氣事業者をいう。第三十号において同じ。)を加え、同項第三十号中、卸電氣事業者をいう。の下に、特定規模電氣事業者を加え、同項第十号を、同項第十二号に改める。  
(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)  
第十五條 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

項第七号に規定する特定規模電氣事業を除く。)を加え、同項第十二号を、同項第十四号に改める。  
(都市緑地保全法施行令の一部改正)  
第十条 都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。  
第二條第二十八号中、電氣事業の、一般電氣事業、卸電氣事業者又は特定電氣事業のに改める。  
(発電用施設周辺地域整備法施行令の一部改正)  
第十一条 発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和四十九年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。  
第一條中、同項第十号を、同項第八号に規定する特定規模電氣事業者、同項第十二号に改める。  
(公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正)  
第十二條 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。  
第三十九條第二項中、第二條第一項第十二号を、第二條第一項第十四号に改める。  
(電源開発促進税法施行令の一部改正)  
第十三條 電源開発促進税法施行令(昭和四十九年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。  
第二條中、第三項を、第六項に改める。  
(電源開発促進対策特別会計法施行令の一部改正)  
第十四條 電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項第二十二号口中、第三十号において同じ。の下に、又は特定規模電氣事業者(同項第八号に規定する特定規模電氣事業者をいう。第三十号において同じ。)を加え、同項第三十号中、卸電氣事業者をいう。の下に、特定規模電氣事業者を加え、同項第十号を、同項第十二号に改める。  
(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)  
第十五條 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。